**令和４年度税制改正要望書作成のためのアンケート**

**回答用紙（国税）**

　　　　　　　　税理士政治連盟

役職　　　　　　　氏名

※下記の東京税理士会意見書のうち、重要だと思う意見（国税）を６項目（枝番号があるものについては、その中から）選び、記入欄に○印を付けてください。

※項目の番号は、東京税理士会意見書に準拠しています。

※意見内容は、東京税理士会意見書の該当ページをご確認ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 該当ページ | 記入欄 |
| Ⅱ．今後の税制改革について |
|  | １．消費課税について | Ｐ２ |  |
| ２．所得課税について | Ｐ２ |  |
| ３．法人課税について | Ｐ２ |  |
| ４．中小法人課税について | Ｐ３ |  |
| ５．資産課税について | Ｐ３ |  |
| ※「６．地方税について」に関しては、アンケート回答用紙（地方税）にてご回答ください。 |
| ７．国際課税について | Ｐ４ |  |
| ８．納税環境整備について |
|  | （１）デジタル社会・グリーン社会の実現について | Ｐ４ |  |
| （２）マイナポータルについて | Ｐ５ |  |
| （３）マイナンバー制度と納税者利便の向上について | Ｐ５ |  |
| （４）租税教育の充実について | Ｐ５ |  |
| Ⅲ．重要な改正要望事項 |
|  | １．消費税の税率を単一税率とすること。 | Ｐ６ |  |
| ２．適格請求書等保存方式の導入に反対する。 | Ｐ６ |  |
| ３．役員給与税制を抜本的に見直すこと。 | Ｐ６ |  |
| ４．災害により生じた損失については、新たに災害損失控除を創設するとともに、所得控除の最後に適用すること。さらに翌年以降10 年間の繰越控除を認めること。 | Ｐ７ |  |
| Ⅳ．改正要望事項 |
|  | 【一．所得税及び法人税に関する事項】 |
|  | １．基礎的な人的控除について控除額の水準を見直すこと。 | Ｐ８ |  |
| ２．基礎的な人的控除を下回る勤労する低所得者について、給付付き税額控除方式制度の導入により社会保険料のうち一定額の還付を行う制度を導入すること。 | Ｐ８ |  |
| ３．16 歳未満の年少扶養親族について扶養控除を復活させること。（新規要望） | Ｐ９ |  |
| ４．独立事業者間での対価の支払いについては、事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費不算入の規定を適用しないこと。 | Ｐ９ |  |
| ５．業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌年以降３年間の繰越しを認めること。 | Ｐ９ |  |
| ６．在宅勤務に係る備品等の購入費等を含め、特定支出控除の適用範囲を拡大すること。（新規要望） | Ｐ10 |  |
| ７．公的年金等受給者が受ける公的年金等控除を見直すこと。 | Ｐ10 |  |
| ８．上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等に対する税率を引き上げること。（新規要望） | Ｐ10 |  |
| ９．上場株式等に係る配当等の総合課税の範囲を拡大すること。（新規要望） | Ｐ11 |  |
| 10．事業承継のために、非上場株式をその発行した会社に譲渡した場合には、みなし配当課税を行わず、株式等に係る譲渡所得等の課税の特例を適用すること。 | Ｐ11 |  |
| 11．事業承継促進のため第三者間で株式を売買した場合、売手側のみなし譲渡課税を不適用とし、個人である買手側の受贈益課税について非課税とすること。 | Ｐ11 |  |
| 12．所得税の確定所得申告書の提出期限について、納税者の申請により、電子申告及び利子税の負担を条件として延長を認めること。 | Ｐ12 |  |
| 13．暗号資産の取引の課税の適正化を図るため、特に次に掲げる事項を見直すこと。 | Ｐ12 |  |
|  | （１）暗号資産を国内の暗号資産交換業者を通じて取引したことにより生じた損益について分離課税とし、3 年間の損失の繰越を認めること。 | Ｐ12 |  |
| （２）国外転出時課税の対象資産に暗号資産を含めること。 | Ｐ12 |  |
| （３）暗号資産を共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）に含めるべきである。 | Ｐ12 |  |
| 14．所得税や消費税の準確定申告書の提出期限及び相続により業務を承継した場合の青色申告承認申請書の提出期限を相続税の申告書の提出期限と同様にすること。 | Ｐ13 |  |
| 15．一括償却資産の損金算入制度及び中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度を廃止するとともに、少額減価償却資産の取得価額及び繰延資産の一時損金算入限度額を30 万円未満に引き上げること。  | Ｐ13 |  |
| 16．交際費課税の対象から「得意先等に対する慶弔禍福費用」を除外すること。 | Ｐ13 |  |
|  | 17．外国法人税額に係る税額控除制度における繰越期間を延長すること。 | Ｐ14 |  |
| 【二．消費税に関する事項】 |
|  | 18．平成22 年度改正消費税法（旧３年縛り）を廃止すること。（新規要望） | Ｐ14 |  |
| 【三．相続税及び贈与税に関する事項】 |
|  | 19．相続税の課税方式を遺産取得課税方式に変更すること。 | Ｐ14 |  |
| 20．小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例を課税価格減額方式から税額控除方式に変更すること。 | Ｐ15 |  |
| 21．非上場株式等についての贈与税及び相続税の納税猶予について、次に掲げる見直しを行うこと。 |
|  | （１）納税猶予に係る免除の要件を緩和すること。  | Ｐ15 |  |
| （２）納税猶予の対象財産に一定の要件を満たす先代経営者の非上場会社等に対する貸付金を加えること。 | Ｐ15 |  |
| （３）納税猶予に係る宥恕規定を創設すること。 | Ｐ16 |  |
| 22．財産評価基本通達において評価の適正化を図るため、特に次に掲げる財産の評価を見直すこと。 | Ｐ16 |  |
| 23．相続時精算課税制度について、次の事項を見直すこと。 |
|  | （１）特定贈与者の死亡以前に相続時精算課税適用者が死亡した場合の同一財産２回課税を排除すること。 | Ｐ16 |  |
| （２）相続時精算課税の適用を受ける宅地等についても小規模宅地の特例の適用を受けられるようにすること。 | Ｐ17 |  |
| 【四．その他国税に関する事項】 |
|  | 24．印紙税を廃止すること。 | Ｐ17 |  |
| ※「【五．地方税に関する事項】」22～27に関しては、アンケート回答用紙（地方税）にてご回答ください。 |
| 【六．納税環境整備に関する事項】 |
|  | 29．国税通則法第１条（目的）に「納税者の権利利益の保護に資する」旨の文言を追加し、納税者権利憲章を制定すること。 | Ｐ19 |  |
| 30．調査の事前通知は、書面又は電磁的方法により実施すること。 | Ｐ19 |  |
| 31．調査の目的をより具体的に通知し、また非違が疑われることとなった場合の質問検査等も事前通知すること。 | Ｐ19 |  |
| 32．法人番号の指定を受けることとなる者の範囲に、個人事業主を加えること。 | Ｐ20 |  |
| 33．公会計制度は複式簿記とし、財務諸表は国会の決算承認を立法化すること。 | Ｐ20 |  |

国税について、その他ご意見があればご自由にご記入ください（別紙可）。

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

**令和４年度税制改正要望書作成のためのアンケート**

**回答用紙（地方税）**

　　　　　　　　税理士政治連盟

役職　　　　　　　氏名

※地方税に関する事項（№25～28）から重要だと思うものを３項目（枝番号があるものについては、その中から）選び、記入欄に○印を付けてください。

※項目の番号は、東京税理士会意見書に準拠しています。

※詳細な意見内容は、東京税理士会意見書の該当ページをご確認ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 該当ページ | 記入欄 |
| Ⅱ．今後の税制改革について |
|  | ６．地方税について | Ｐ３ |  |
| Ⅳ．改正要望事項 |
|  | 【五．地方税に関する事項】 |
|  | 25．償却資産に係る固定資産税の申告期限、資産の区分を見直すこと。 | Ｐ17 |  |
| 26．固定資産税について30 万円未満の少額減価償却資産を課税対象から除外すること。 | Ｐ18 |  |
| 27．外形標準課税を中小企業に導入しないこと。 | Ｐ18 |  |
| 28．個人事業税について事業主控除額を引き上げること｡また､課税対象事業の範囲を見直すこと。 | Ｐ18 |  |

地方税について、その他ご意見があればご自由にご記入ください（別紙可）。

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |